

# 山口県まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止集中対策

令和4年1月7日

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、感染力の非常に強いオミクロン株が年末以降、岩国市を中心とし、感染者が急増し、感染状況は医療提供体制への負荷が生じ始めるレベル2に移行したことから、県内全域への感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とするよう国へ要請した。

本日適用されたことを踏まえ、本県での感染の急拡大を最小限に抑え、医療提供体制における大きな支障を避けるため、集中的な対策を実施する。

## 2 集中対策の期間

1月9日(日)～1月31日(月)

※感染状況の改善が認められる場合は、対策期間内であっても、段階的な緩和や措置区域の一部解除を行う

## 3 まん延防止等重点措置の区域

岩国市、和木町

## 4 全県共通事項

### (1) 県民・事業者への要請

#### 1) 外出・移動に係る留意事項(法第24条9項)

- まん延防止等重点措置区域等の感染拡大地域との往来は慎重に判断
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛
- 「旅々やまぐち割」事業の新規予約を一時停止
- 「やまぐち割引宿泊券」の抽選販売受付を一時停止

#### 2) 感染予防対策の徹底(法第24条9項)

- 「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「定期的な換気」など、基本的な感染予防対策を徹底
- 外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用するとともに、食事の合間の会話の際にはマスクを着用するなど、飲食店から求められる感染防止対策へ協力
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談

○感染への不安がある方は、集中PCR検査を活用

### 3) 事業者における感染防止対策の強化(法第24条9項)

○職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底

○特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底

○まん延防止等重点措置区域等の感染拡大地域との往来は慎重に判断

○在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。

また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底

### (2) 学校における感染防止対策

○衛生管理マニュアルに定められた地域の感染レベル2に応じた感染防止対策の徹底

○県立学校の生徒・教職員等が公式大会やコンクール等に参加する際は、随時のPCR検査を実施

○部活動における練習試合や合宿等については、直近の地域の感染状況や自治体の発する要請等に留意して慎重に判断

### (3) イベント等の開催

○県内開催のイベント参加人数の上限を2万人に制限

※参加人数が5千人超のイベントを開催する場合は、感染防止安全計画を作成し、県に事前の確認をすること

## 5 重点措置区域に関する事項

### (1) 岩国市及び和木町の県民、事業者への要請

「4 全県共通事項」に加え、以下の取組を要請

#### 1) 外出・移動に係る留意事項(法第24条9項)

○不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会を半減

例:まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、大人数での会合や飲食等の自粛

※通院、通勤、通学など、日常生活上で必要なものまでは制限しない。

- 「やまぐちプレミアム宿泊券・フェリー券」の利用は慎重に判断
- 「旅々やまぐち割」事業の既予約分の利用は慎重に判断

## 2) 会食における感染予防対策の徹底(法第24条9項)

- 会食は、4人以下で短時間となるようにすること
- 20時以降、飲食店の利用を自粛

## 3) 飲食店等への要請(法第31条の6第1項等)

- 飲食店等の営業時間の短縮・酒類の提供停止、又は、休業  
1/9(日)~1/31(月)の間、テイクアウト等を除く飲食店等に対し、営業時間は5時から20時までとし、酒類の提供は停止するよう要請するとともに、夜間の見回りを実施
- 4人以下の会食とする。(ワクチン検査パッケージ適用による人数の制限緩和は行わない。)
- 「やまぐち安心飲食店」の認証・非認証に関わらず、要請内容に協力した店舗に協力金を支給

## 4) 集客施設等(1,000㎡超)への要請(法第31条の6第1項)

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令11条1項の施設(別紙参照)に対し、混雑時の入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染防止に効果のある措置を要請

## (2) 学校における感染防止対策

- 部活動は、公式大会やコンクール等を除き、原則、校内のみの活動

## (3) イベント等の開催

- 原則、県主催イベントは中止、又は、延期

## (4) 県有施設の利用制限

- 県民文化ホールいわくに、由宇青少年自然の家の新規予約を中止
- 予約済みの利用者に対しては、利用者に利用自粛を呼びかけ
  - ※利用者が中止または延期を行った場合、キャンセル料は徴収しない(すでに納付されている場合は全額還付)。
  - ※中止または延期できない場合、利用者において感染対策を徹底した上で、施設利用を可能とする。

【別紙】

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 11 条 1 項の施設

施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場, 観覧場, 演芸場, 映画館 等	<p>【1,000 m<sup>3</sup>超】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul>
集会・展示施設	集会場又は公会堂, 展示場, 葬儀場 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設等	体育館, スケート場, 水泳場, 屋内テニス場, 柔剣道場, ボウリング場, テーマパーク, 遊園地, 野球場, ゴルフ場, 陸上競技場, 屋外テニス場, ゴルフ練習場, バッティング練習場, スポーツジム, ホットヨガ, ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館, 美術館, 図書館 等	
商業施設	大規模小売店, 百貨店, ショッピングセンター 等	
遊技施設	マージャン店, パチンコ店, ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店, 射的場, 勝馬投票券販売所, ネットカフェ, マンガ喫茶 等	
サービス業	スーパー銭湯, ネイルサロン, エステサロン, リラクゼーション, 理美容店, 質屋, 貸衣装屋 等	

# 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について

令和4年1月13日  
山口県新型コロナウイルス  
感染症対策本部  
(危機管理チーム)

新型コロナウイルス感染症対策に関して、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置について、1月7日に3県（広島県、山口県及び沖縄県）を区域とし、1月9日から1月31日までを期間として決定された。

本県においては、まん延防止等重点措置の適用の決定を踏まえ、国や市町等との連携・協力の下、まん延防止等重点措置等を着実に実施する。

## 1 都道府県に求められる措置等の概要

1月7日のまん延防止等重点措置区域の決定等に伴い、国の基本的対処方針が変更された。

<まん延防止等重点措置の区域及び期間>

区 域	期 間
広島県、山口県、沖縄県	1月 9日～1月31日

### 【国の基本的対処方針等による主な取組(重点措置区域)】

- 重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）において、特措法第31条の6第1項等に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮や酒類の提供を行わないこと等の要請を行うこと。その際、命令、過料の手続きに関しては、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図ること。

法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食を避けるよう要請を行うこと。認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用又は対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食も可能とする。

要請に当たっては、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うこと。また、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。

- 地域の感染状況等に応じて、特措法第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、「入場をする者の整理等」等、特措法施行令第 5 条の 5 に規定する各措置について事業者に対して要請を行うこと。
- イベント等について、特措法第 24 条第 9 項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。
  - ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限 20,000 人かつ収容率の上限を 100%とする。ワクチン・検査パッケージ制度を適用又は対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。
  - ・ それ以外の場合は、人数上限 5,000 人かつ収容率の上限を 50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表する。
- 措置区域において、特措法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。
- 措置区域において、特措法第 24 条第 9 項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すこと。この場合に

において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用又は対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とすること。

- 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、「10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うこと。
- 特措法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

## 2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

### (1) 県民への協力要請

- まん延防止等重点措置区域等の感染拡大地域との往来は慎重に判断するよう要請。
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は自粛するよう要請。
- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、マスクの着用やまめな手洗い・手指消毒、共用部分の消毒、定期的な換気など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策を徹底するよう要請。
- 外出の際には、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守している施設等を利用するとともに、外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用し、飲食店から求められる感染防止対策に協力するよう要請。
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

## (2) 事業者・関係団体への協力要請

- まん延防止等重点措置区域等の感染拡大地域との往来は慎重に判断するよう要請。
- 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と経済社会活動の維持との両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策を実践。
- 飲食店の感染防止対策を県が定める基準により認証する、やまぐち安心飲食店認証制度を活用した感染防止対策を強化。
- 飲食店等でクラスター（集団感染）が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮の要請等の対策を検討。

## (3) 学校等の対応

### ア 公立学校（幼小中高特）

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

### イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。

- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

#### ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、開所を継続。

#### (4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。

また、本県の感染状況について、レベル3への移行が見込まれる場合は、県有施設の休館や県主催イベントの中止又は延期等を検討。

#### <イベント開催制限等>※国事務連絡より抜粋

		感染防止安全計画策定	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外 の区域	人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
	収容率	100%	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置 地域	人数上限	20,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の 適用又は対象者全員検査により、 収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率	100%	大声なし：100% 大声あり：50%

※安全計画策定は参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用  
(重点措置区域においては5,000人超)

※安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

※「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする

※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 5,000人超かつ収容率50%超（重点措置区域においては5,000人超）のイベントの感染防止安全計画の確認に対応。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについて、イベント主催者等が、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成・公表・保管するよう周知。

**(5) 医療提供体制のひっ迫状況や感染状況の継続的な監視等**

- 県内の医療提供体制のひっ迫状況や感染状況を把握するため、分科会が示した指標及び、県が独自設定した指標により、継続的にモニタリングを実施。
- 専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」の意見等を踏まえ、感染状況のレベル(0～4の5段階)を総合的に判断。

<感染状況のレベル（国分科会）>

レベル0	新規感染者数ゼロを維持できている状況
レベル1	一般医療とコロナ医療の両立ができている状況
レベル2	医療の負荷が生じはじめている状況
レベル3	一般医療を相当程度制限しなければ対応できない状況
レベル4	一般医療を大きく制限しても対応できない状況

<モニタリング指標>

指 標		レベル 2	レベル 3	レベル 4
医療提供体制	①確保病床使用率	20%以上	50%以上	100%超
	②重症病床使用率	20%以上	50%以上	100%超
	③ 3週間後に必要とされる病床数（推計値）	—	確保病床数以上	—
	④療養者数	320人以上	800人以上	1400人以上
感染状況	⑤直近1週間の新規感染者数	204人以上	340人以上	—
	⑥直近1週間のPCR検査等陽性率	5%以上	10%以上	—
	⑦直近1週間の感染経路不明な者の割合	50%以上	50%以上	—

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

**3 感染拡大に備えた対応**

(1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。

- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備。
- 全ての新規陽性者に対する変異株スクリーニング検査や変異株の陽性者が確認された場合の幅広い接触者調査など、変異株に対する監視体制を強化。

## (2) 医療提供体制の拡充

- 全ての患者が症状に応じ、病院での入院や宿泊療養施設での療養ができるよう、受入体制を確保。
- 想定を超える感染爆発が発生した場合における緊急時用病床の運用、臨時の医療施設の開設。
- 子育て等の理由により、やむを得ず自宅療養となる方に対する健康管理や生活支援の体制の確保。

## (3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

## (4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。

## (5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、感染対策の切り札として期待の高いワ

クチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。

- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることがないように、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

#### **(6) まん延防止等重点措置の要請等**

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

#### **(7) ワクチン・検査パッケージ制度等の導入**

- 将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等においても、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージ制度を導入。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の県民に対し、検査受検を要請するとともに、ワクチン・検査パッケージ制度の検査体制を活用し、検査を実施。